

I 調査の概要

I 調査の概要

1 調査の目的と方法

(1) 調査の目的

この調査は、障害者基本法第11条第3項に規定する障害者計画（第7次：令和9～11年度）並びに障害者総合支援法第88条に規定する障害福祉計画（第8期：令和9～11年度）及び児童福祉法第33条の20に規定する障害児福祉計画（第4期：令和9～11年度）の策定にあたり、障害者児、保護者・家族、障害福祉サービス等事業者の多様なニーズ等を把握することを目的として実施しました。

(2) アンケート調査の実施方法

①調査対象

千葉市に住所のある方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び千葉市発達障害者支援センター等に通っている方の中から対象者を選定しました。

対象者	分類	人数	抽出数	対象者の選定方法
I 在宅の方 (41,535名)	身体障害	24,049	1,500	身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方から抽出
	知的障害	5,086	500	療育手帳をお持ちの18歳以上の方から抽出
	精神障害	11,327	700	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの18歳以上の方から抽出
	グループホーム	1,073	200	千葉市内のグループホームを利用している方から抽出
II 施設に入所している方 (506名)		506	300	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、千葉市から障害者施設に入所している方（全数）
III 18歳未満の方と 保護者の方 (2,914名)	身体障害	2,390	500	身体障害者手帳をお持ちの18歳未満の方から抽出
	知的障害	524	500	療育手帳をお持ちの18歳未満の方から抽出
IV 発達障害のある方 (875名)		875	250	精神障害者保健福祉手帳かつ自立支援医療（精神通院医療）受給者証をお持ちの18歳以上の方のうち、発達障害の類型に属する病名での申請がある方から抽出
V 発達障害のある18歳未満の方と その保護者の方 (187名)		77	70	精神障害者保健福祉手帳かつ自立支援医療（精神通院医療）受給者証をお持ちの18歳未満の方のうち、発達障害の類型に属する病名での申請がある方
		110	110	千葉市発達障害者支援センターや児童発達支援センターに通っている方に対して、一定期間配布
VI サービス事業所の方 (977か所)		977	100	千葉市内に住所のある障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、障害児入所施設から抽出

②調査期間

令和7年12月9日～令和8年1月13日

③調査方法

対象の方及び事業所に郵送（一部窓口配布）で調査票を配布し、無記名で郵送回収しました。

（3）ヒアリング調査の実施方法

①調査対象

千葉市内の障害者団体・障害者施設関係団体等15団体を対象としました。（順不同）。

団体の種類	団体名
当事者団体	<ul style="list-style-type: none">・特定非営利活動法人千葉市視覚障害者協会・千葉市聴覚障害者協会・千葉市オストミー協会・千葉市腎臓病患者友の会・NPO法人千葉盲ろう者友の会
障害児者の 保護者の会・家族会	<ul style="list-style-type: none">・千葉市手をつなぐ育成会・千葉市肢体不自由児者父母の会・千葉市自閉症協会・千葉市重症心身障害児（者）を守る会・千葉市精神障害者家族会連合会・千葉市ことばを育てる会
障害者施設団体・ 事業所団体	<ul style="list-style-type: none">・千葉市知的障害者福祉施設連絡協議会・千葉市心身障がい者ワークホーム等連絡会・千葉市身体障害者施設連絡協議会・千葉市障害福祉サービス事業者連絡協議会

②調査期間

令和7年9月16日～令和7年10月10日

③調査方法

事前に対象団体に調査票を配布し、対面で団体の代表者に対し、調査票の回答を中心に何う方法で実施しました。

※一部日程があわず、ヒアリングを見送った団体があります。

(4) 回収結果

	配 布 数	有効回答数	有効回答率
在宅の方	2,900通	1,112通	38.3%
施設に入所している方	300通	207通	69.0%
18歳未満の方と保護者の方	1,000通	403通	40.3%
発達障害のある方	250通	102通	40.8%
発達障害のある18歳未満の方と その保護者の方	180通	58通	32.2%
サービス事業所の方	100通	30通	30.0%

(5) 調査結果の表示方法

- ・回答は各設問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

